

横須賀市中小企業振興プラン（第3期）

（横須賀市中小企業振興基本条例に基づく実行計画）

参考資料編

令和4年（2022年）2月

横須賀市 経済部

目 次

1	統計データ等からみた市内経済の現状	1
1	本市の産業構造	1
	(1) 産業3部門別の民営事業所従業者数と構成比	
	(2) 「平成28年経済センサス-活動調査」でみる本市の産業構造	
2	主要指標からみた横須賀市の現状	4
	(1) 人口	
	(2) 預金と貸出（市内の銀行等預金残高・貸出残高及び預貸率の推移）	
	(3) 住宅建設（新設住宅着工戸数の状況）	
	(4) 商業	
	(5) 工業	
	(6) 公共事業（市発注工事等の状況）	
	(7) 雇用情勢（横須賀公共職業安定所（ハローワーク横須賀）管内における求人の状況）	
	(8) 倒産（負債総額1,000万円以上の倒産の状況）	
	(9) 事業所の開業・廃業	
3	課税状況からみた横須賀市の現状	17
	(1) 法人市民税納税義務者数及び法人税割調定額の推移	
	(2) 個人市民税納税義務者数及び1人当たり所得額の推移	
4	主な中小企業関連施策の実施状況	19
	(1) 横須賀市中小企業制度融資	
	(2) 工業振興（補助金活用実績「ものづくり技術開発促進事業補助金」「企業PR補助金」）	
	(3) 創業支援の状況	
	(4) 経営革新の状況（中小企業庁 経営革新支援事業）	
2	中小企業の景況感と声	24
1	景況感（DI値）	24
2	中小企業の状況	25
	(1) 事業承継に係る状況	
	(2) 経営状況	
	(3) 経営課題	
3	市に求められている施策	28
3	横須賀市中小企業振興基本条例	29

1 統計データ等からみた市内経済の現状

1 本市の産業構造

(1) 産業3部門別の民営事業所従業者数と構成比

(「平成3年事業所・企業統計調査」「平成26年経済センサス-基礎調査」「平成28年経済センサス-活動調査」)

図表1のとおり、本市の民営事業所の従業者数を産業3部門別でみると、平成3年と比較して第二次産業の従業者の割合が減少し、第三次産業の割合が増加しています。それぞれの統計は調査方法に違いがあるため、単純な比較はできませんが、「平成28年経済センサス-活動調査」の結果では全体の8割以上が第三次産業に従事しており、産業構造の変化がうかがえます。

図表1 産業3部門別の民営事業所従業者数と構成比

	平成3年 (事業所・企業統計調査)		平成26年 (経済センサス基礎調査)		平成28年 (経済センサス活動調査)	
	従業者数(人)	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)
第一次産業	266	0.2	320	0.3	269	0.2
第二次産業	44,238	32.5	22,691	18.1	22,204	18.4
第三次産業	91,461	67.3	102,186	81.6	98,338	81.4
計	135,965	100.0	125,197	100.0	120,811	100.0

総務省「事業所・企業統計調査」 総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」をもとに作成

データ・用語等の解説

【経済センサス】(総務省HPから引用抜粋)

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的としています。

事業所・企業の基本的構造を明らかにする「経済センサス-基礎調査」と事業所・企業の経済活動の状況を明らかにする「経済センサス-活動調査」の2つから成り立っており、経済センサスにより作成される経済構造統計は、国勢調査、GDP統計に準ずる重要な統計として、「統計法」という法律に基づいた基幹統計に位置付けられています。

(2) 「平成28年経済センサス-活動調査」でみる本市の産業構造

①事業所・従業者数

「平成28年経済センサス-活動調査」の結果では、市内の事業所(農林漁業及び国・地方公共団体の事業所を除く)は12,795事業所、従業者数は120,542人です(図表2参照)。

これを産業大分類別の構成でみると、「I卸売業、小売業」が3,046事業所(23.8%)、従業者24,862人(20.6%)で最も多くなっています。

図表 2 民営事業所数及び構成比（農林漁業及び国・地方公共団体を除く）

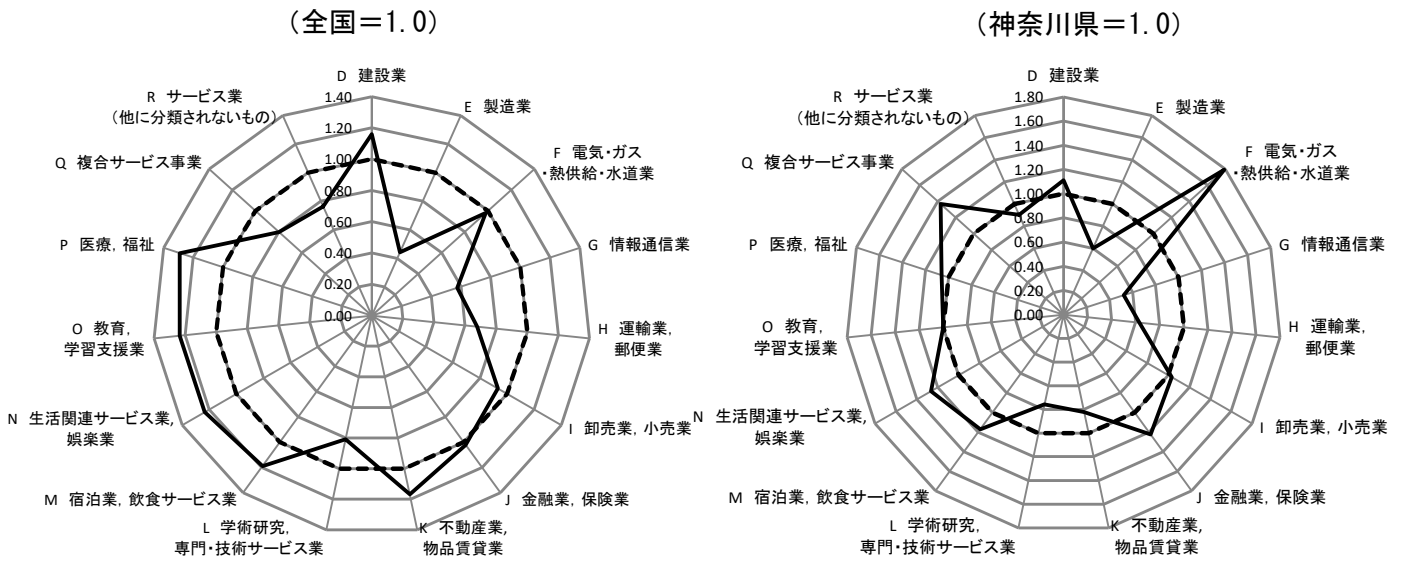
業 種	事業所数		従業者数	
		構成比(%)		構成比(%)
全 体 (農林漁業及び国・地方公共団体を除く)	12,795	100.0	120,542	100.0
第二次産業				
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-
D 建設業	1,378	10.8	7,991	6.6
E 製造業	487	3.8	14,213	11.8
第三次産業				
F 電気・ガス・熱供給・水道業	11	0.1	378	0.3
G 情報通信業	88	0.7	848	0.7
H 運輸業, 郵便業	213	1.7	5,724	4.7
I 卸売業, 小売業	3,046	23.8	24,862	20.6
J 金融業, 保険業	207	1.6	2,985	2.5
K 不動産業, 物品賃貸業	996	7.8	3,093	2.6
L 学術研究, 専門・技術サービス業	435	3.4	5,200	4.3
M 宿泊業, 飲食サービス業	1,996	15.6	14,530	12.1
N 生活関連サービス業, 娯楽業	1,400	10.9	6,510	5.4
O 教育, 学習支援業	499	3.9	4,096	3.4
P 医療, 福祉	1,336	10.4	22,821	18.9
Q 複合サービス事業	65	0.5	1,079	0.9
R サービス業(他に分類されないもの)	638	5.0	6,212	5.2

総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」をもとに作成

②事業所特化係数

本市の産業構造の特徴を全国、神奈川県の実業所数の産業大分類別の構成比を 1.0 とする特化係数で比較してみると（図表 3 参照）、係数がいずれも 1.0 を超える業種は、「D 建設業 (1.16・1.11)」、「J 金融業、保険業 (1.02・1.22)」、「M 宿泊業、飲食サービス業 (1.19・1.17)」、「N 生活関連サービス業、娯楽業 (1.23・1.26)」、「O 教育、学習支援業 (1.23・1.00)」、「P 医療、福祉 (1.29・1.06)」で、建設業を除けば、個人向けサービスに関連する業種が多くなっています。

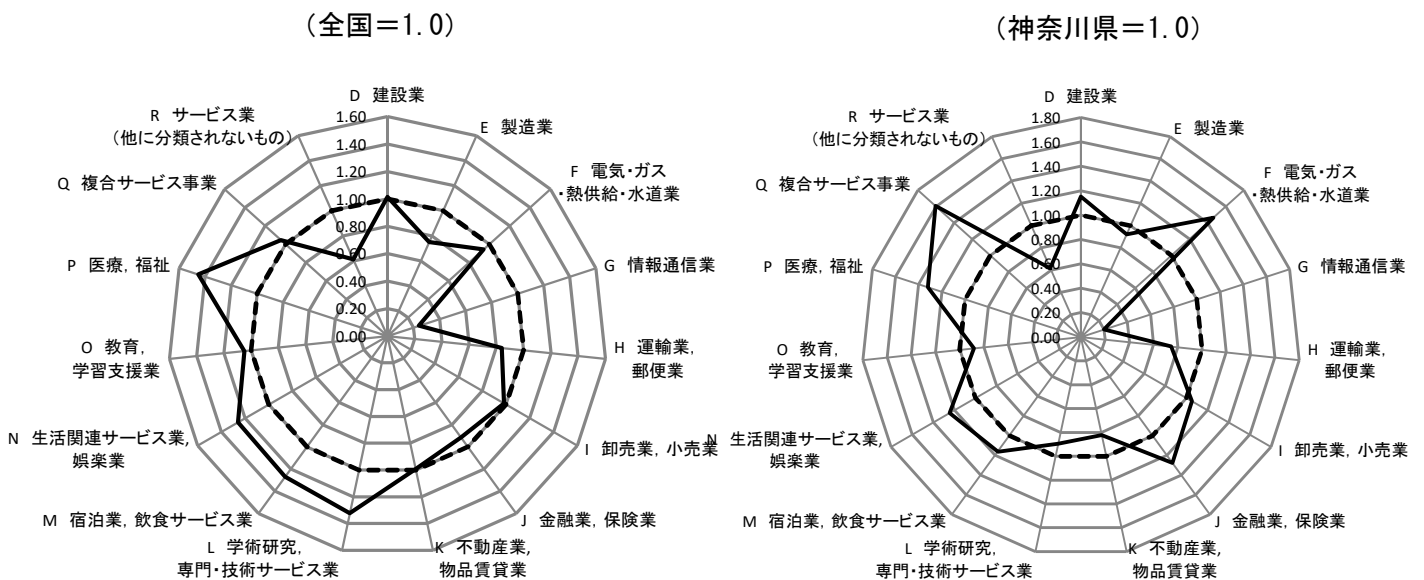
図表3 事業所数の特化係数（民営事業所（農林漁業及び国・地方公共団体を除く））



③従業者特化係数

次に、②と同様に産業大分類別の従業者数の特化係数で本市の産業の特徴をみると（図表4参照）、係数がいずれも1.0を超える業種は、「D 建設業（1.01・1.15）」「M 宿泊業、飲食サービス業（1.27・1.16）」「N 生活関連サービス業、娯楽業（1.26・1.24）」「P 医療、福祉（1.45・1.32）」「Q 複合サービス事業（1.04・1.61）」で、特に「P 医療、福祉」の値が高くなっています。

図表4 従業者数の特化係数（民営事業所（農林漁業及び国・地方公共団体を除く））



総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」をもとに作成（図表3、4）

データ・用語等の解説

【特化係数】

ある項目の構成比が全体の同項目の構成比に比べ、高いか低いかをみるもので、ここでは市の産業大分類別の事業所数、従業者数の構成比を全国・神奈川県との構成比と比べています。

特化係数が1.0を超えていれば、その産業の構成が、全国・神奈川県の水準を上回り、平均より事業者が多い状態とみることができます。

なお、本データで示した特化係数の算出にあたっての事業所数（母数）は、全産業から「A～B 農林水産業」「C 鉱業、採石業、砂利採取業」「公務（他に分類されないもの）」を除いて算出しています。

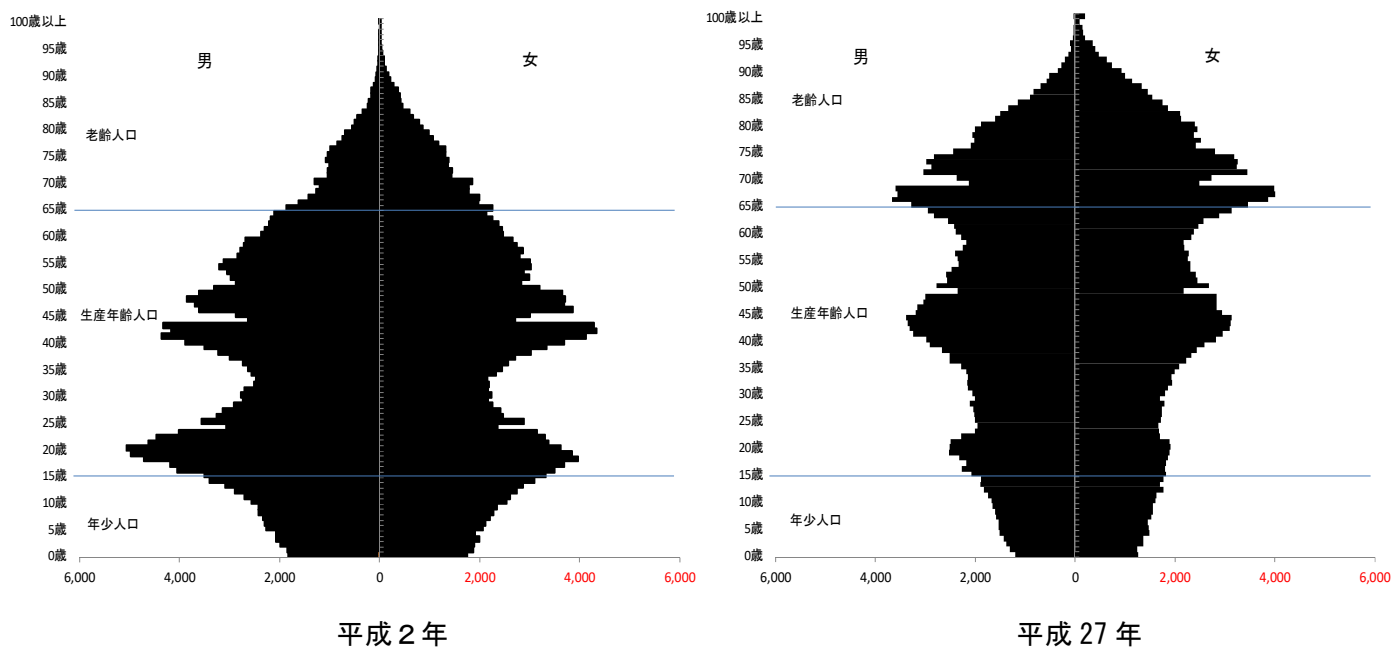
2 主要指標からみた横須賀市の現状

(1) 人口

① 域内人口（平成2年－平成27年国勢調査比較）

平成27年国勢調査における本市の人口は406,586人で、平成2年調査時との比較では、約27,000人減少しています。また、年齢構成についても、図表5のとおり大きく変化しており、少子・高齢化が進展していることがわかります。この傾向は今後も続くことが予測されます。

図表5 横須賀の人口構成比較（平成2年 - 27年 国勢調査）



総務省「国勢調査」をもとに作成

②労働力人口

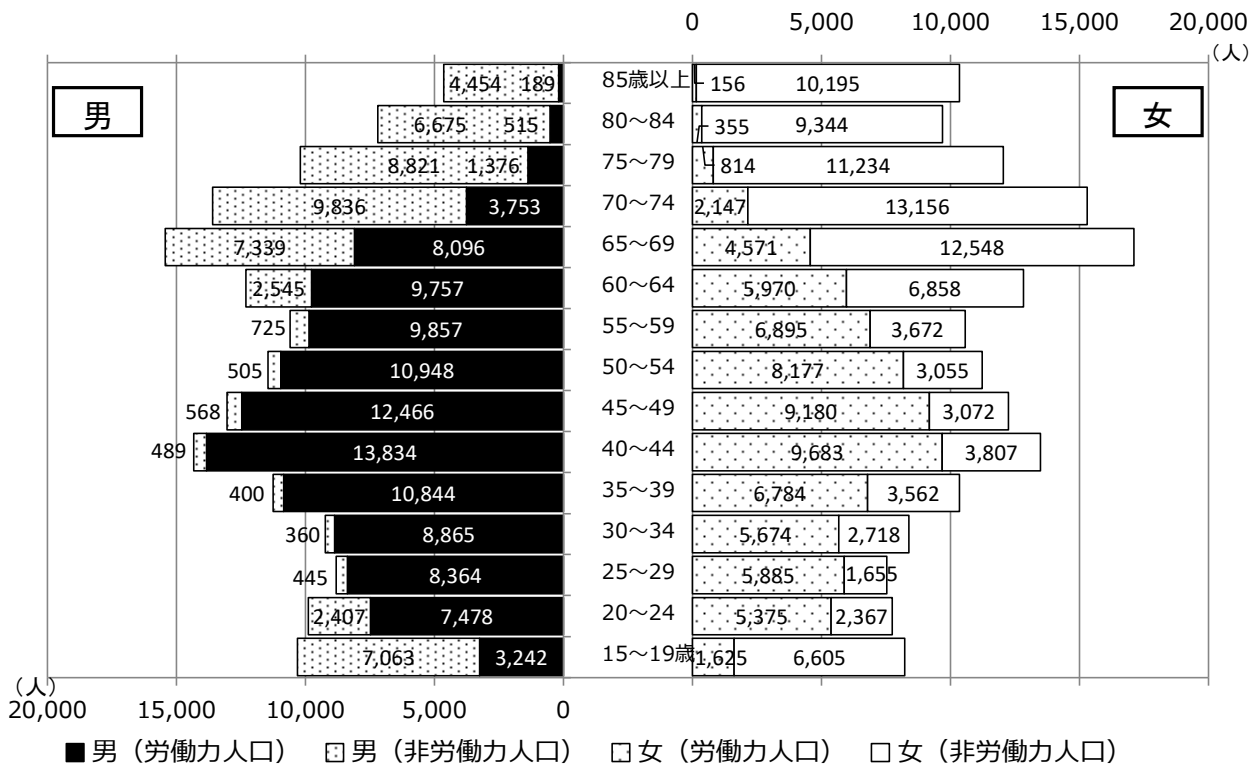
平成 27 年国勢調査における本市の 15 歳以上人口は 358,613 人で、そのうち就業者は 173,982 人、完全失業者は 8,893 人で両者を合わせた労働力人口は 182,875 人となっています。また、15 歳以上人口に占める労働力人口の割合（労働力人口比率）は 51.0%、失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は 4.9%となっています（図表 6 参照）。

図表 6 横須賀の労働力人口（15 歳以上）

年齢別	人口※	労働力人口			非労働力人口	労働力人口比率(%)	失業率(%)
		総数	就業者	完全失業者			
15～19歳	20,545	4,867	4,694	173	13,668	23.7	3.6
20～24	20,085	12,853	12,032	821	4,774	64.0	6.4
25～29	18,869	14,249	13,339	910	2,100	75.5	6.4
30～34	20,228	14,539	13,662	877	3,078	71.9	6.0
35～39	24,549	17,628	16,752	876	3,962	71.8	5.0
40～44	31,390	23,517	22,450	1,067	4,296	74.9	4.5
45～49	28,348	21,646	20,713	933	3,640	76.4	4.3
50～54	24,891	19,125	18,375	750	3,560	76.8	3.9
55～59	22,674	16,752	16,075	677	4,397	73.9	4.0
60～64	26,569	15,727	14,941	786	9,403	59.2	5.0
65～69	34,030	12,667	12,059	608	19,887	37.2	4.8
70～74	29,936	5,900	5,622	278	22,992	19.7	4.7
75～79	23,181	2,190	2,097	93	20,055	9.4	4.2
80～84	17,685	870	840	30	16,019	4.9	3.4
85歳以上	15,633	345	331	14	14,649	2.2	4.1
合計	358,613	182,875	173,982	8,893	146,480	51.0	4.9

※人口には労働力状態「不詳」を含む。

図表 7 横須賀の労働力人口（15 歳以上、男女別）



総務省「国勢調査」をもとに作成（図表 6、7）

データ・用語等の解説

【労働力人口】

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

【完全失業者】

次の3つの条件を満たす者。

- ①仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない。）。
- ②仕事があればすぐ就くことができる。
- ③調査週間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた。

【非労働力人口】

15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者（通学、家事、高齢者等で仕事を探していない者）。

③年齢3区分人口

図表8は、年齢を3区分（年少人口、生産年齢人口、老年人口）に分けて、各構成比の推移を示したものです。働き手の中心となる生産年齢人口は平成12年まで7割程度を保持していましたが、その後、少子高齢化とともに減少し続け、平成27年には58.6%となりました。

また、図表9のとおり今後ますます働き手である生産年齢人口の減少が予想され、経営者の高齢化による事業承継問題や人手不足も大きな課題です。

図表8 年齢3区分人口の推移

年次	人口総数※	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
平成2年	433,358	70,473	16.3	313,545	72.4	49,146	11.3
平成7年	432,193	61,165	14.2	310,247	71.8	60,725	14.1
平成12年	428,645	56,940	13.3	296,241	69.1	74,760	17.4
平成17年	426,178	55,085	12.9	281,732	66.1	89,292	21.0
平成22年	418,325	51,670	12.4	261,078	62.4	105,577	25.2
平成27年	406,586	46,530	11.4	238,148	58.6	120,465	29.6

※人口総数には「年齢不詳」を含む。

総務省「国勢調査」をもとに作成

図表9 将来人口の推移（本市独自の係数設定による推計）

年次	人口総数※	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
			構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
令和2年	391,027	41,486	10.6	225,245	57.6	124,295	31.8
令和12年	351,898	33,673	9.6	199,868	56.8	118,358	33.6
令和22年	310,519	29,038	9.4	161,595	52.0	119,886	38.6
令和32年	272,140	25,081	9.2	136,749	50.3	110,310	40.5
令和42年	232,857	20,775	8.9	119,178	51.2	92,904	39.9

※四捨五入により、人口総数と各区分人口の計が一致しない場合がある。

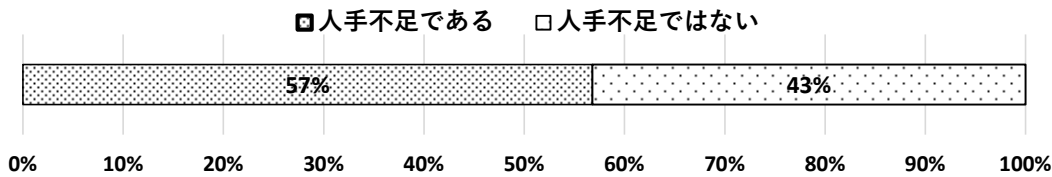
「都市戦略課資料」をもとに作成

図表 10 人手不足と外国人雇用に対する経営者の認識

参考 -市内企業経営者の人手不足と外国人雇用に対する認識について-

横須賀市中小企業景況リポート第 24 号（平成 30 年 10 月号）の発行にあたり、市内企業経営者に対して実施したアンケート結果の一部を参考に掲載しています（回答企業数 125 社）。雇用人員について半数以上の企業が人手不足と回答しており、23%の企業が「既に外国人を雇用している」「雇用する予定がある」と回答しています。また、雇用する予定がない企業からは、「意思疎通が難しい」という課題が最も多く挙げられました。

(1) 雇用人員について



(2) 人手不足に対する対策

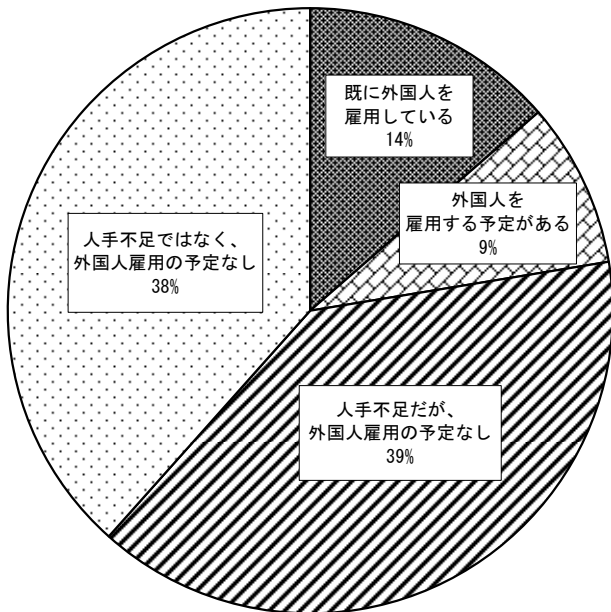
(複数回答可 n=71)

順位	内容	選択率
1	ハローワークへの求人登録	66.2%
2	65歳以降の継続雇用	49.3%
3	求人サイトでの求人募集(ごきんじょぶを含む)	40.8%
4	子育てに配慮した時短勤務や復職支援制度の導入	12.7%
5	テレワークや在宅勤務制度の導入	4.2%
—	その他	16.9%

(3) 外国人雇用の状況

(4) 外国人を雇用しない理由

(複数回答可 n=49)



順位	内容	選択率
1	意思疎通が難しい	79.6%
2	文化・慣習が違うことによる不安	57.1%
3	不法入国・不法就労の恐れ	30.6%
4	各種行政手続きが難しい	22.4%
5	求人方法が分からない	0.0%
—	その他	22.4%

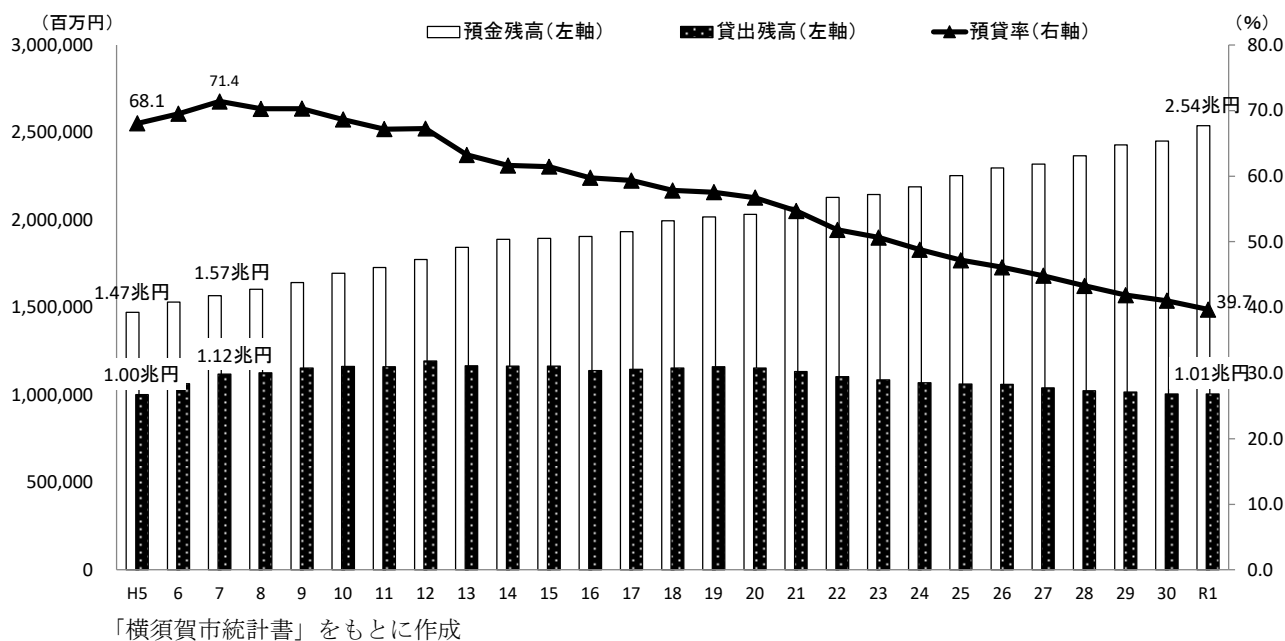
「横須賀市中小企業景況リポート第 24 号（平成 30 年 10 月号）」をもとに作成

(2) 預金と貸出（市内の銀行等預金残高・貸出残高及び預貸率の推移）

図表 11 のとおり、市内の銀行等預金残高は、右肩上がりの上昇を続けています。直近の令和元年の総額は約 2.5 兆円と、平成 5 年比で約 1.72 倍です。一方、貸出残高は平成 9 年以降ほぼ横ばいで推移し、平成 21 年以降は減少傾向にあります。

なお、預金残高に対する貸出残高の割合を示す「預貸率」は、平成 7 年の 71.4% をピークに低下傾向が続いています。

図表 11 銀行等預金残高、貸出残高及び預貸率の推移



データ・用語等の解説

【預金・貸出残高】

本市の公金取扱金融機関で、市内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、協同組合などの残高。ただし、ゆうちょ銀行の残高は含んでいません。

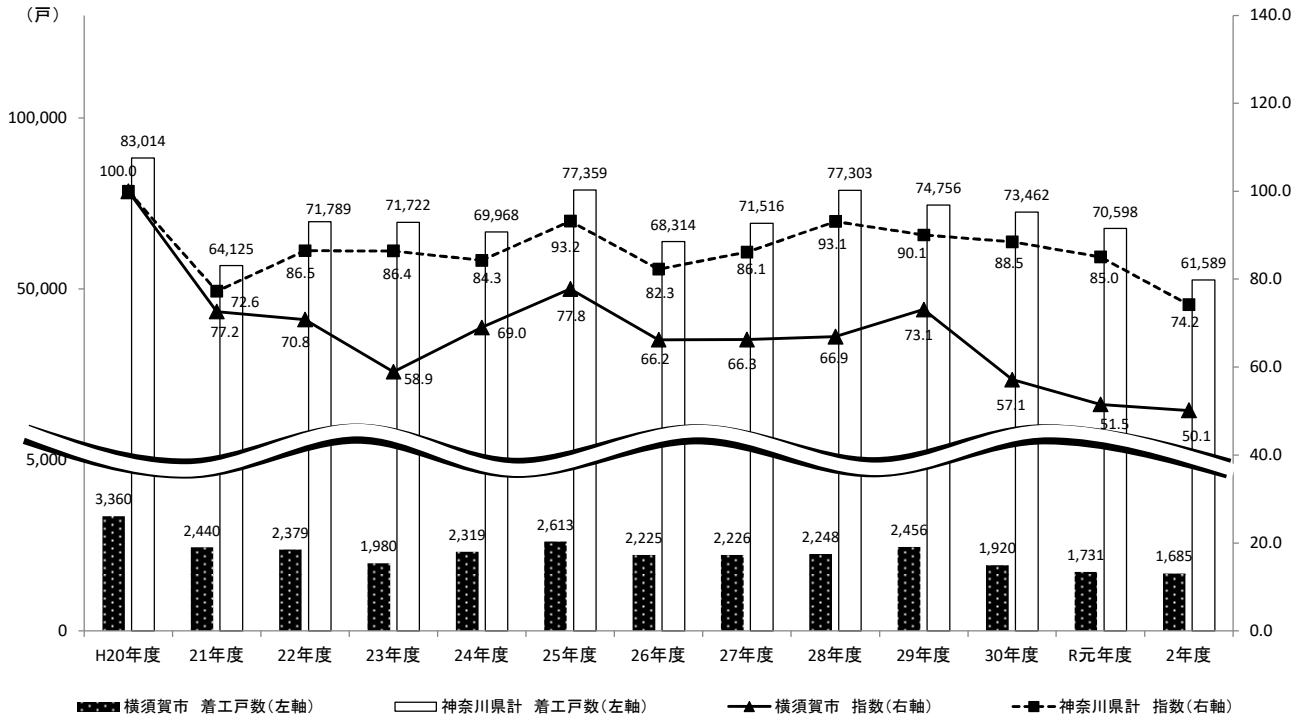
【預貸率】

「貸出残高」 / 「預金残高」。金融機関における預貸活動の結果を示すデータ。地域で調達された資金がその地域でどの程度運用されたかをみるための参考となる指標です。預金や貸出金のすべてが地域内のものとは限りませんが、大方の傾向としてみることができます。

(3) 住宅建設（新設住宅着工戸数の状況）

図表 12 は、横須賀市と神奈川県全体の新設住宅着工戸数について、平成 20 年度の戸数を 100 とした指数で比較し、その推移を示したものです。市、県ともに平成 21 年度に大きく落ち込んでいますが、前年 9 月に発生したいわゆる「リーマンショック」による影響が大きいと考えられます。その後は、一時やや回復したものの、直近では減少傾向が続いています。

図表 12 新設住宅着工戸数（年間）の推移（横須賀市・神奈川県）



国土交通省「建築着工統計調査」をもとに作成

データ・用語等の解説

【新設住宅着工戸数】

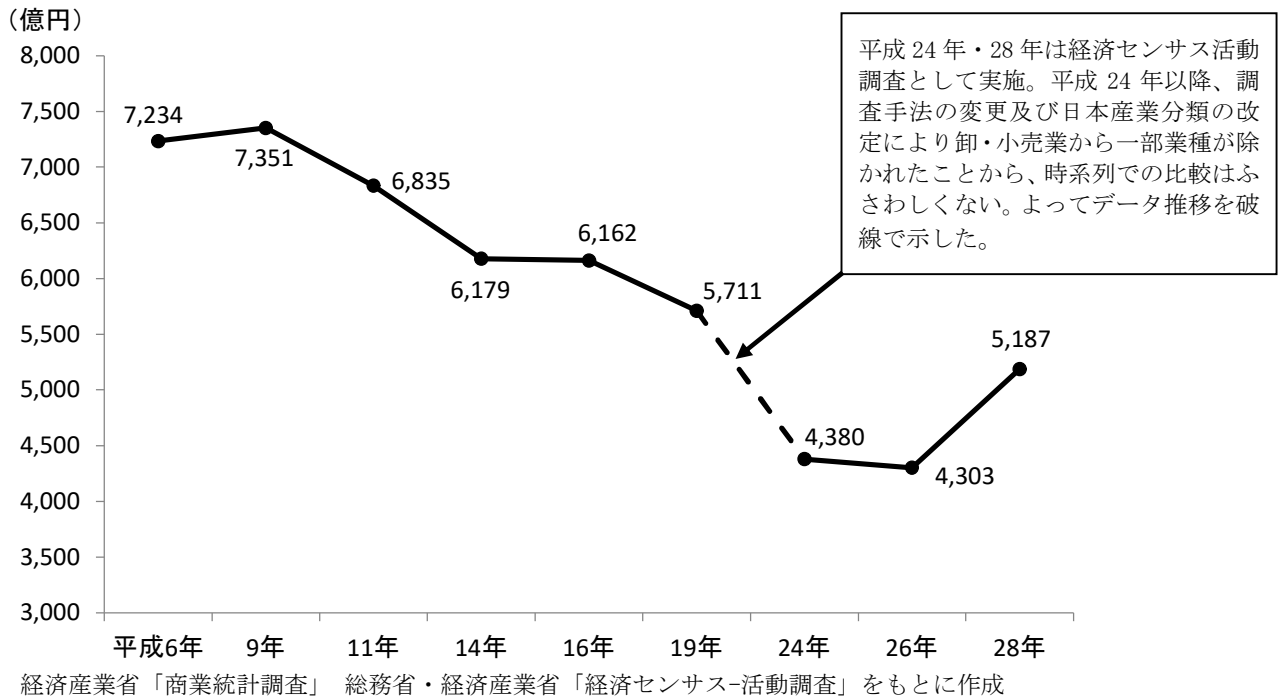
国の主要経済指標として用いられています。建築の需要に加えて、家具、家電類をはじめとした、日常生活に関わるさまざまな需要を生むことから波及効果が大きく、一般に経済状況をみるための重要な指標と考えられています。

(4) 商業

① -卸・小売業の年間商品販売額の推移-

図表 13 は、経済産業省「商業統計調査」等の平成 6 年調査以降の本市の卸・小売業の年間商品販売額の推移を示したものです。途中で調査手法が変わったこと等により単純に比較はできませんが、平成 26 年度まで減少傾向が続いていました。直近の平成 28 年では大幅な増となりましたが、消費税率の変更等による影響も含まれています。

図表 13 卸・小売業の年間商品販売額の推移



データ・用語等の解説

【商業統計調査】(総務省及び経済産業省 HP から引用抜粋)

国内における商業活動の実態を明らかにするため、日本全国にあるすべての商業事業所(卸売業、小売業)を対象として実施していました。

その後、「経済センサス」の創設に伴い見直しが行われ、さらに、令和元年から実施の「経済構造実態調査」に統合・再編されたため、商業統計調査は平成 26 年の調査を最後に廃止となりました。

【年間商品販売額】

1 年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。地域の消費・購買活動の結果を示すもので、市内商業の状況を示す重要な指標です。

② -顧客吸引力指数等の推移-

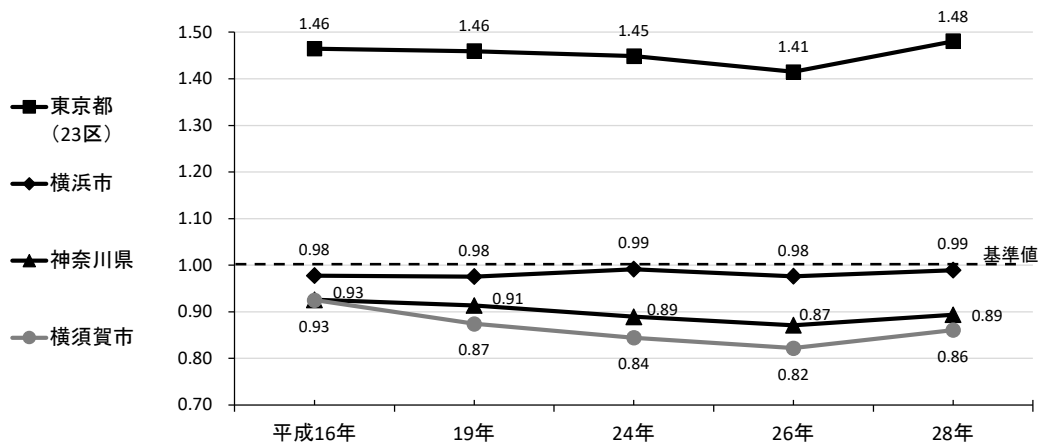
図表 14 は、平成 16 年以降の本市及び横浜市、神奈川県、東京都（23 区）の顧客吸引力指数等の推移を示したものです。本市の顧客吸引力指数は、平成 16 年以降減少傾向でしたが、平成 28 年は増加しています。ただし、指数は「0.86」となっていることから、本市の購買力が他都市に流出していることがうかがえます。

また、神奈川県及び横浜市も基準値となる「1.00」を下回っており、神奈川県内の購買力が東京に流出していることが分かります。

図表 14 顧客吸引力指数等の推移

		平成16年	19年	24年	26年	28年
横須賀市	人口(人)	430,670	423,516	415,259	408,112	405,540
	小売業事業所数	3,560	3,238	2,101	2,033	2,171
	顧客吸引力指数	0.93	0.87	0.84	0.82	0.86
横浜市	人口(人)	3,551,230	3,622,168	3,690,445	3,709,777	3,731,216
	小売業事業所数	22,004	20,398	13,657	14,217	15,193
	顧客吸引力指数	0.98	0.98	0.99	0.98	0.99
神奈川県	人口(人)	8,732,827	8,887,150	9,057,742	9,097,245	9,144,992
	小売業事業所数	59,776	54,892	36,926	37,703	40,188
	顧客吸引力指数	0.93	0.91	0.89	0.87	0.89
東京都 (23区)	人口(人)	8,419,777	8,671,723	8,972,963	9,151,704	9,366,577
	小売業事業所数	86,682	77,302	49,998	52,011	53,679
	顧客吸引力指数	1.46	1.46	1.45	1.41	1.48

顧客吸引力指数の推移



経済産業省「商業統計調査」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」 各自治体統計HP資料をもとに作成

データ・用語等の解説

【顧客吸引力指数】

各都市の人口1人あたりの小売業販売額を全国の人口1人あたりの小売業販売額で除したもの。

都市の購買力（買物客を引き付ける力）を表す指標で、指数が「1.00」以上の場合は、買物客を外部から引き付け、「1.00」未満の場合は、外部に流出しているとみることができます。

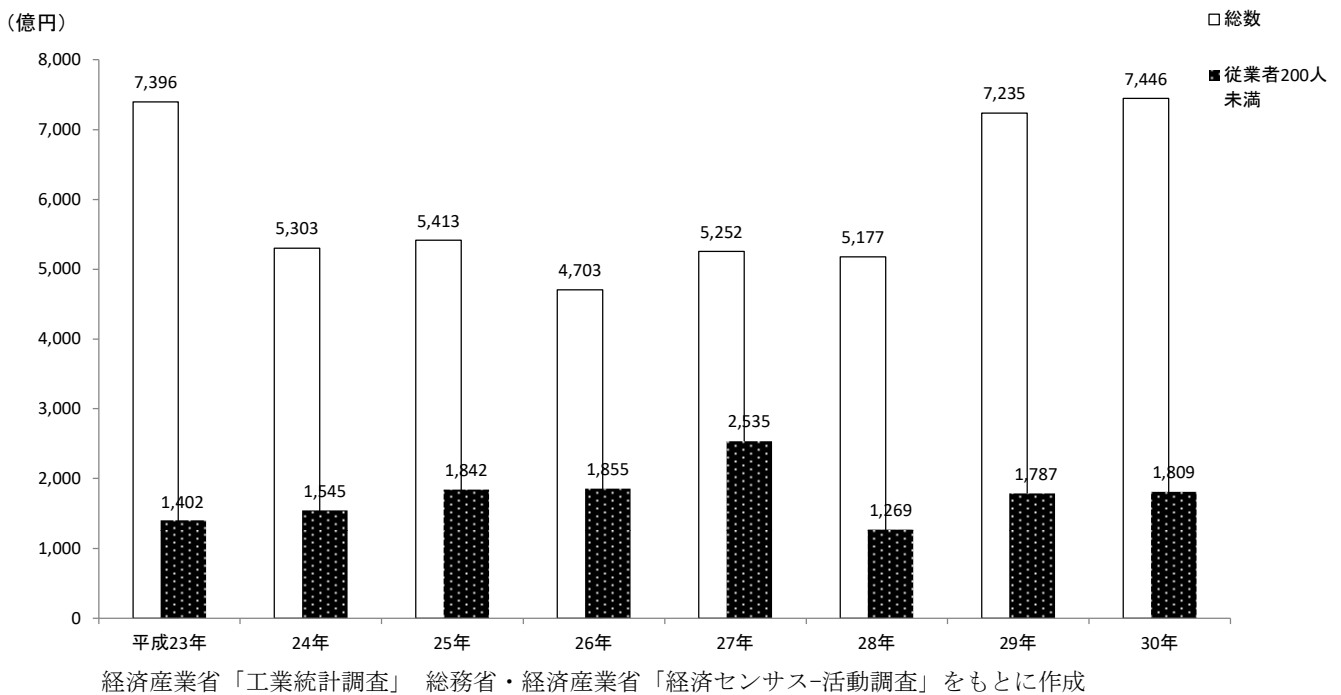
(5) 工業 -製造品出荷額等の推移-

図表 15 は、経済産業省「工業統計調査」等における平成 23 年以降の本市の「製造品出荷額等」の推移を示したものです。

平成 23 年に約 7,000 億円あった出荷額等は、平成 24 年以降、約 5,000 億円にしばらく停滞していましたが、平成 29 年から 7,000 億円を上回る金額となっています。

また、中小企業の大部分を占める従業員 200 人未満の事業所（平成 30 年では約 94%を占める）については、近年は増加傾向にあり、平成 30 年で 1,809 億円となっています。

図表 15 製造品出荷額等の推移（総数及び従業員 200 人未満の事業所）



データ・用語等の解説

【工業統計調査】（経済産業省 HP から引用抜粋）

我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした調査です。対象は、日本標準産業分類に掲げる「大分類 E-製造業」に属する事業所（国に属する事業所及び従業員 3 人以下の事業所を除く）で、調査は原則毎年行われます。

※平成 27 年の数値は平成 28 年経済センサス-活動調査結果、その他の年は工業統計調査結果をもとに作成していますので、数値の解釈にあたってはご注意ください。

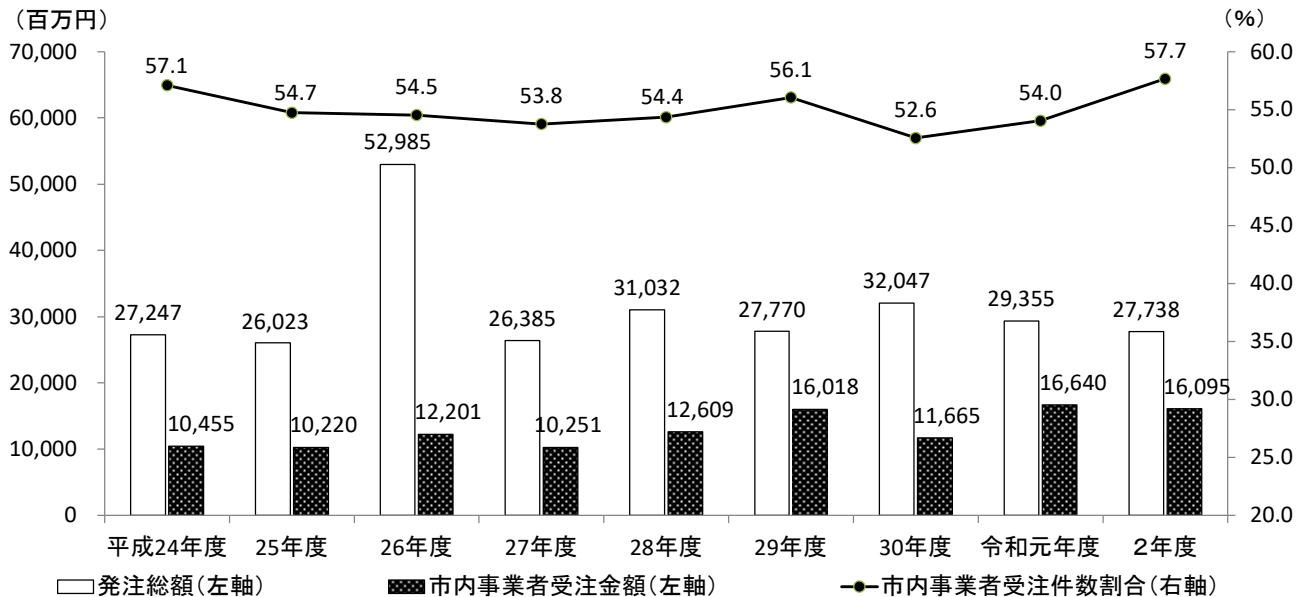
【製造品出荷額等】

1 年間（1～12 月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出たくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額です。主要経済指標として位置付けられています。

(6) 公共事業（市発注工事等の状況）

図表 16 は、市発注の工事等（委託・物件を含む）の発注総額、その内の市内事業者の受注額、受注件数割合の推移を示したものです。平成 24 年度以降、発注総額に増減がみられる中、市内事業者の受注金額、受注件数割合は一定の水準が維持されています。

図表 16 市発注工事等の発注総額と市内事業者の受注額、受注件数割合の推移



「財務部資料」をもとに作成

(7) 雇用情勢（横須賀公共職業安定所（ハローワーク横須賀）管内における求人の状況）

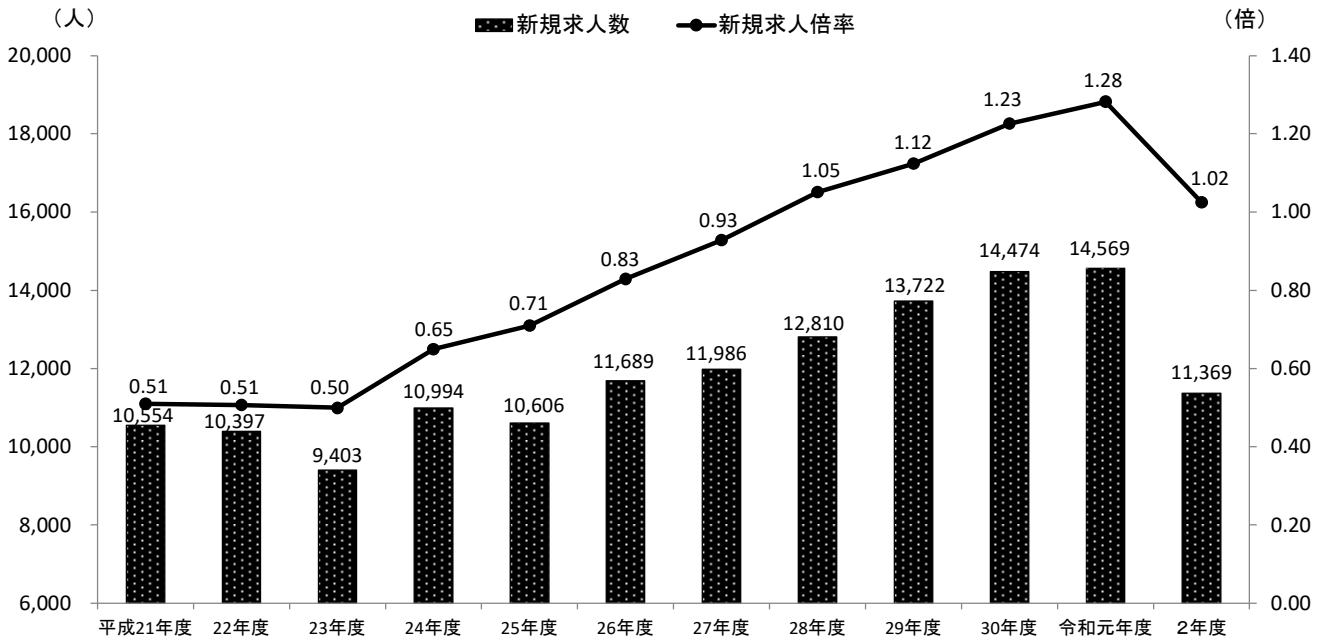
一般的に、企業が活動を拡大する局面では、必要な労働力を確保するため採用を増やすことから、新規求人数が増えることとなります。一方、活動の縮小、企業間競争が厳しい局面では、生産調整の中で新規の採用が抑制されることとなります。そのため、「新規求人数」「有効求人倍率」が経済の先行きを予測する先行指標の1つとして用いられます。

①新規求人数の推移（平成 21 年度～令和 2 年度）

図表 17 は、平成 21 年度から令和 2 年度までの横須賀公共職業安定所（以下、ハローワーク横須賀）管内の新規求人数及び新規求人倍率の推移を示したものです。いずれも平成 23 年度まで大きく落ち込んでいましたが、平成 24 年度以降は上昇傾向にありました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度は減少に転じています。

図表 17 新規求人数及び新規求人倍率の推移（ハローワーク横須賀管内）

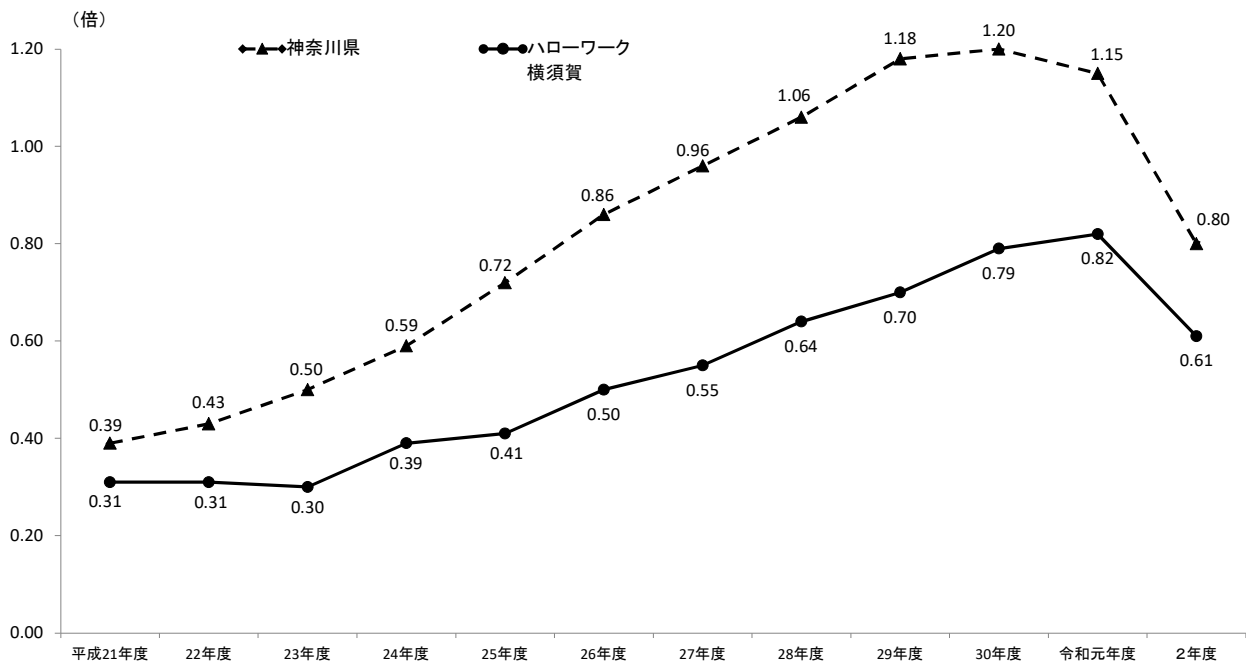


②有効求人倍率の推移（平成 21 年度～令和 2 年度）

図表 18 は、神奈川県全体及びハローワーク横須賀管内の年間の有効求人倍率の推移を示したものです。平成 20 年度以前まで県、ハローワーク横須賀管内のいずれも減少傾向だった中、県は平成 21 年度を、横須賀管内は平成 23 年度を底に回復傾向が続いていました。

しかし、新規求人数及び新規求人倍率と同様、令和 2 年度は大幅に減少しています。

図表 18 有効求人倍率の推移（神奈川県（全体）とハローワーク横須賀の比較）



「ハローワーク横須賀 業務統計の推移」をもとに作成（図表 17、18）

データ・用語等の解説

【横須賀公共職業安定所の管轄区域】

横須賀市（追浜・田浦行政センター管内を除く）、三浦市

【新規求人数】

期間中に新たに申し込まれた求人数（採用予定人員）をいいます。

【新規求人倍率】

期間中に新たに求職（仕事探し）の申し込みをした者（新規求職者）の数に対する新規求人数の比率をいいます。

【有効求人倍率】

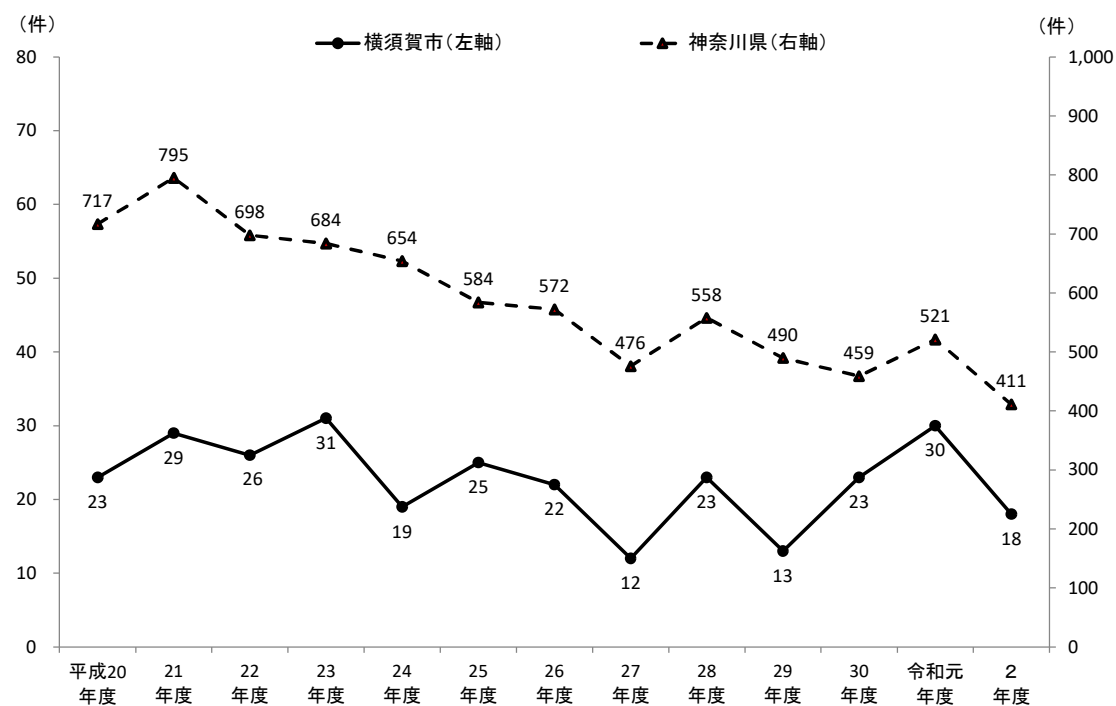
公共職業安定所（ハローワーク）に登録されている求職者数に対する求人数の比率です。倍率（結果の数字）が1を上回っていれば、少なくとも求職者1人に1つ以上の求人があります。1を下回っている場合には、求人が不足していることを意味します。

（8）倒産（負債総額1,000万円以上の倒産の状況）

図表19は、株式会社東京商工リサーチが発行する「TSR情報」をもとに、平成20年度から令和2年度までの市内及び神奈川県全体の倒産件数（負債総額1,000万円以上）の推移を示したものです。県の倒産件数は、平成21年度をピークに減少傾向がみられる一方、市内の倒産件数は増減を繰り返しながら推移しています。

なお、コロナ禍に見舞われた令和2年度は、国等の支援策によって倒産件数が全国的に減少しています。

図表19 倒産件数（年間）の推移（横須賀市・神奈川県比較）



株式会社東京商工リサーチ「TSR情報」をもとに作成

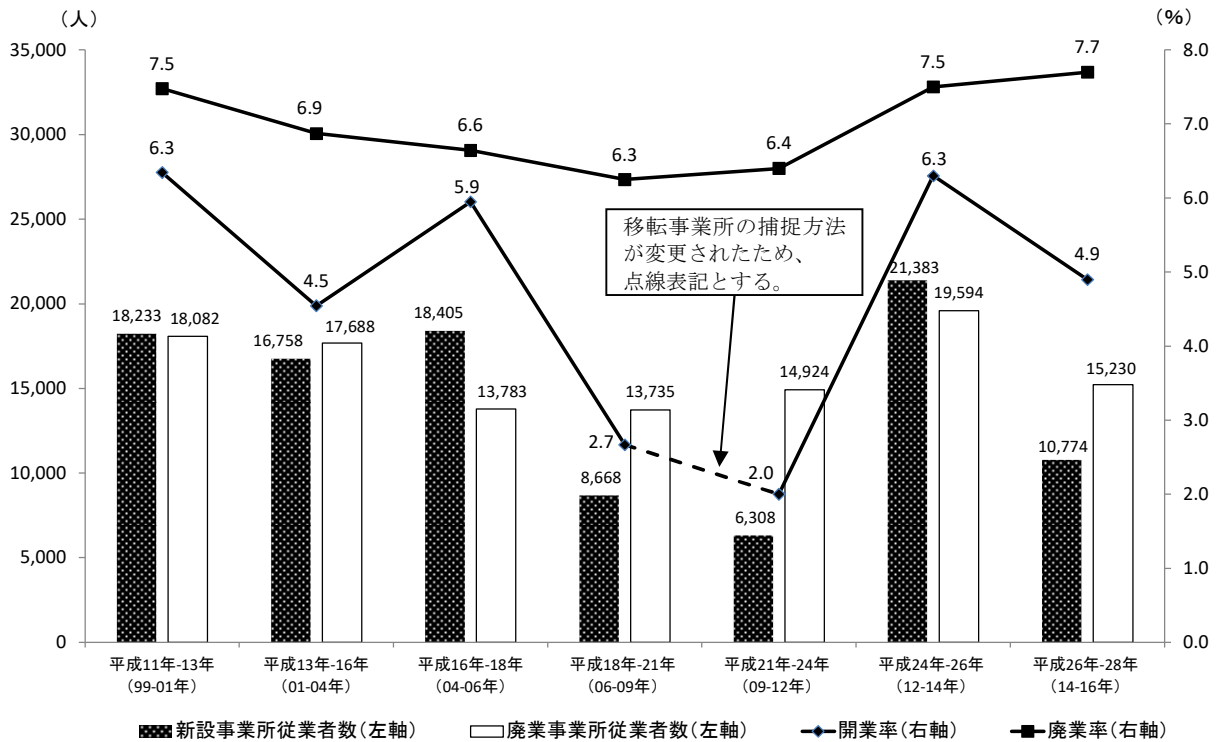
(9) 事業所の開業・廃業

図表 20 は、市内事業所の開業及び廃業の状況、事業所の新設・廃業による従業者数の推移を示したものです。

期間中、開業率が廃業率を上回ることとはなく、直近の平成 26 年 - 28 年の開業率は 4.9%、廃業率が 7.7% でかい離が生じています。

また、平成 26 年 - 28 年の廃業事業所従業者数は 15,230 人で、新設事業所従業者数との比較では 4,456 人の差が生じています。

図表 20 事業所の開・廃業率及び新設・廃業事業所従業者数の推移



総務省「事業所・企業統計調査」 総務省・経済産業省「経済センサス-基礎調査」「経済センサス-活動調査」をもとに作成
開業・廃業率の算出方法は、中小企業庁「2021年版 中小企業白書 付属統計資料 10表」に基づくもの

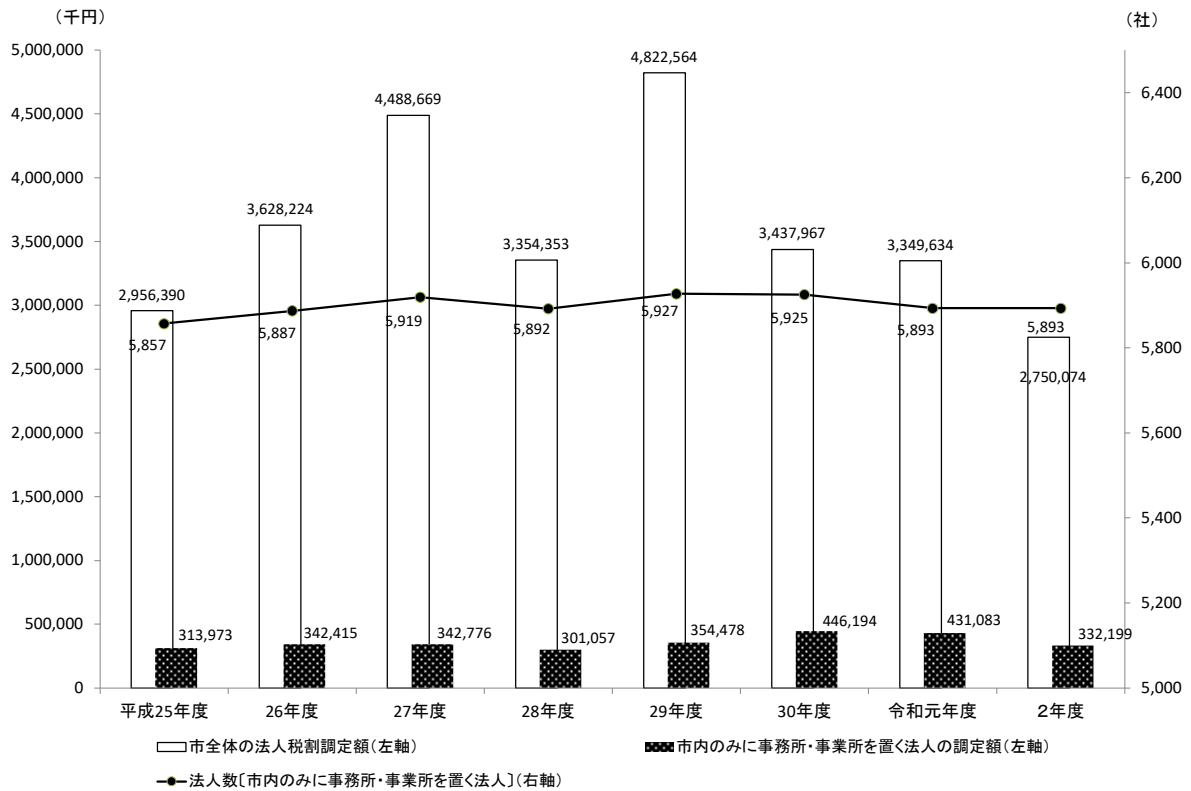
3 課税状況からみた横須賀市の現状

(1) 法人市民税納税義務者数及び法人税割調定額の推移

図表 21 は、平成 25 年度から令和 2 年度までの市内のみに事務所・事業所を置く法人市民税の納税義務者数及び法人税割調定額の推移を示したものです。納税義務者数はほぼ横ばいで、概ね 6,000 社弱となっています。

次に、法人市民税の法人税割調定額をみると、市全体の額は増減を繰り返しながら推移しており、直近の令和 2 年度は、前年度より約 6 億円減の 27.5 億円となりました。一方、市内のみに事務所・事業所を置く法人については、4 億円を上回った平成 30 年度・令和元年度を除いて、3.0～3.5 億円の間で推移しています。

図表 21 法人市民税納税義務者数及び法人税割調定額の推移



「税務部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【法人市民税】

市内に事務所、事業所または寮などがある法人（株式会社、有限会社など）が納める税金です。法人市民税の多寡は、過去 1 年間の企業活動の結果が反映されることとなります。最終的に税額が確定するのは、事業年度の終了後になることから、一般的には景気に対して遅れて反応すると捉えられています。内閣府の景気動向指標の中では遅行系列に属します。

【調定額】

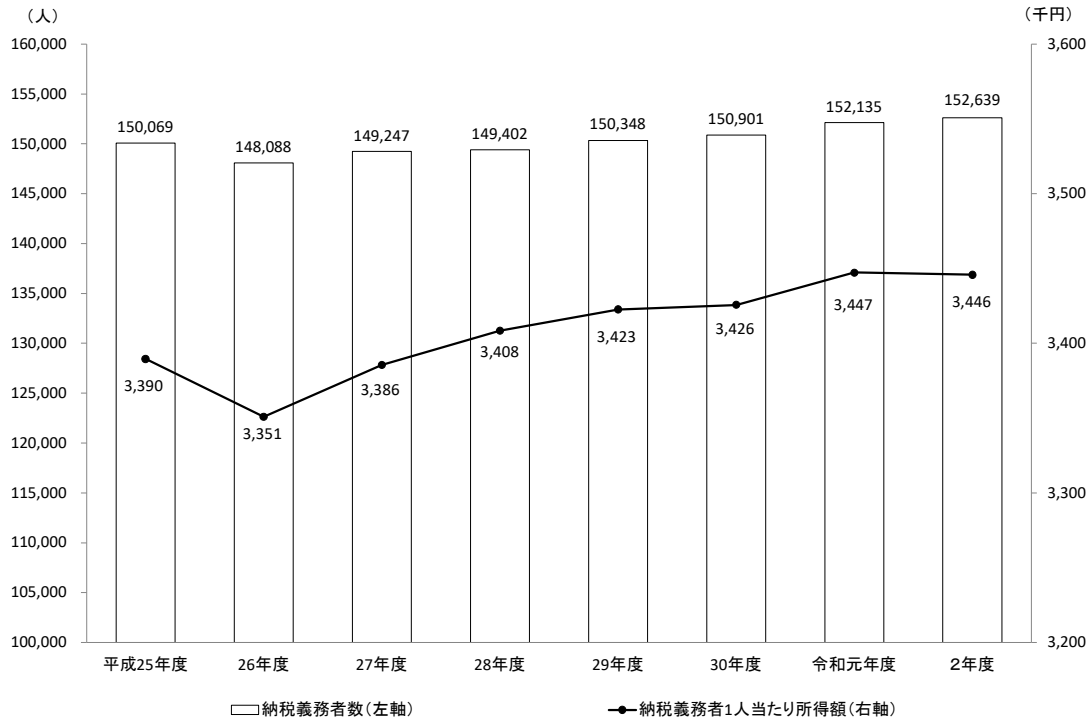
調定とは歳入を徴収しようとする場合に、内容を調査し、所属年度、歳入科目、収入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為で、それに基づき賦課が決定された額を調定額といいます。

(2) 個人市民税納税義務者数及び1人当たり所得額の推移

図表 22 は、平成 25 年度から令和 2 年度までの、個人市民税の納税義務者（給与所得者、営業等所得者）数及び1人当たり所得額の推移を示したものです。

納税義務者数は、平成 26 年度まで右肩下りの傾向が続いていましたが、その後は増加傾向となり、直近の令和 2 年度は平成 26 年度と比べて 4,551 人の増となっています。また、納税義務者 1 人当たりの所得額も平成 27 年度以降、増加傾向が続き、平成 26 年度と令和 2 年度の比較では、約 10 万円の増になっています。

図表 22 個人市民税納税義務者数及び1人当たり所得額の推移



「税務部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【個人市民税】

個人の市民税は、市内に住所があり、前年に所得があった人に課税されます。市民税の税額は、前年1年間の所得金額に応じて課税される所得割と、一定の所得があれば定額で課税される均等割との合計金額です。

【納税義務者（市・県民税を納める人）】

個人の市民税は、その年の1月1日に住所が市内にあり、前年に所得があった人に課税されます。また、住所がなくても市内に家や事務所・事業所がある場合は、均等割が課税されます。

市内に住所のある人・・・・・・・・・・・・・・ 均等割と所得割がかかります。

市内に住所はないが、家や事務所・事業所
を持っている人・・・・・・・・・・・・・・ 均等割はかかりますが、所得割はかかりません。

【納税義務者（給与所得者、営業等所得者）1人当たり所得額】

$(\text{給与所得者総所得金額} + \text{営業等所得者総所得金額}) / (\text{給与所得者} + \text{営業等所得者})$

※農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得などを除いて算出している。

4 主な中小企業関連施策の実施状況

(1) 横須賀市中小企業制度融資

図表 23 は、横須賀市中小企業制度融資の資金使途別の融資件数及び融資金額の推移を示したものです。

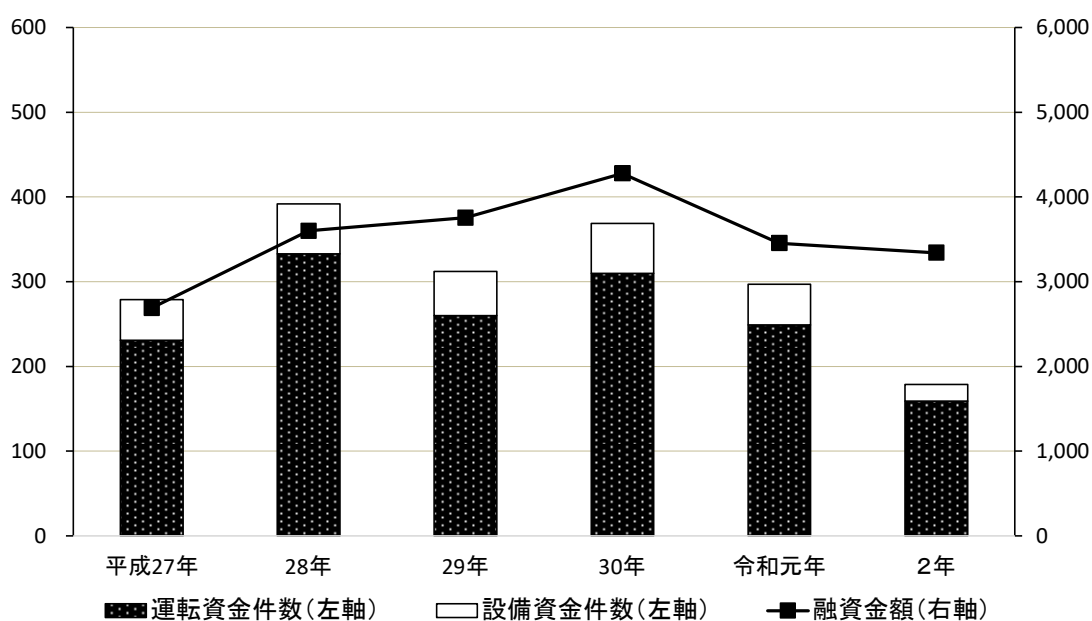
資金使途としては、「運転資金」が大半を占めていて、設備投資よりも企業の日常的な事業活動に資金需要があることがわかります。また、令和元年度まで融資件数の合計は増減を繰り返していましたが、令和2年度は大幅に減少しています。これは、コロナ禍で打撃を受けた企業の多くが政府系金融機関や民間金融機関による実質無利子・無担保融資を活用したことが要因であると想定されますが、融資金額は前年度とほぼ横ばいとなっています。

図表 23 横須賀市中小企業制度融資 融資件数及び金額の推移

金額単位：千円

年度	運転資金			設備資金			合計	
	件数	構成比	金額	件数	構成比	金額	件数	金額
平成27年	231	82.8%	2,280,850	48	17.2%	409,820	279	2,690,670
28年	333	84.9%	3,104,850	59	15.1%	496,090	392	3,600,940
29年	260	83.3%	3,302,250	52	16.7%	453,180	312	3,755,430
30年	310	84.0%	3,818,237	59	16.0%	462,047	369	4,280,284
令和元年	249	83.8%	3,073,230	48	16.2%	383,500	297	3,456,730
2年	159	88.8%	3,126,900	20	11.2%	215,180	179	3,342,080
合計	1,577	86.5%	19,530,130	246	13.5%	2,282,370	1,823	21,812,500

(百万円)



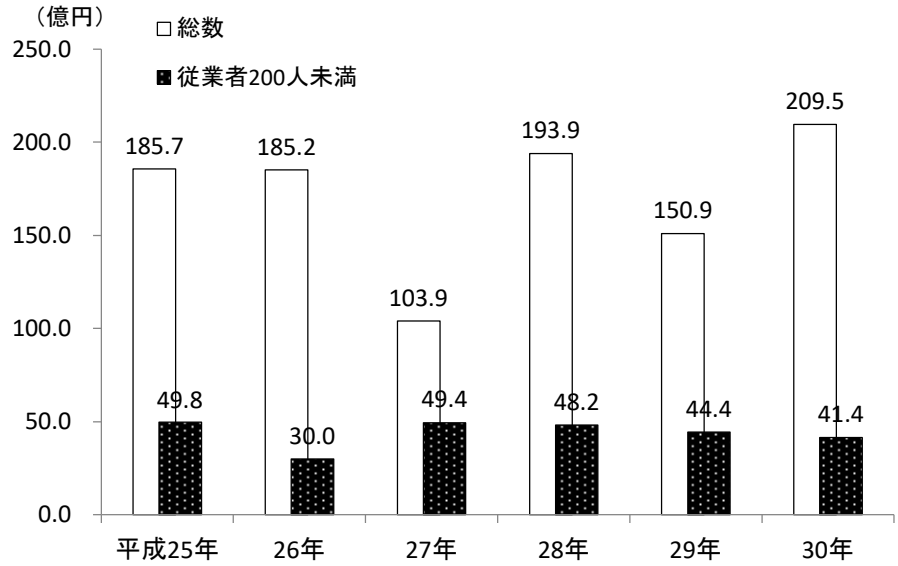
「経済部資料」をもとに作成

図表 24 有形固定資産投資総額の推移

参考

-有形固定資産投資総額-

図表 24 は、製造業者（従業員 30 人以上）が土地や建物、製造設備等に投資した額を示しています。平成 20 年度のリーマンショック以降、投資額は回復していません。



経済産業省「工業統計調査」 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」をもとに作成

(2) 工業振興（補助金活用実績「ものづくり技術開発促進事業補助金」「企業PR補助金」）

図表 25 は、平成 27 年度から令和 2 年度までの補助金の活用実績を示したものです。

ものづくり技術開発促進事業補助金は、中小企業者が新製品若しくは新技術の研究開発を行い、又は新たな事業の分野への進出のための事業転換を図るための経費及びその後の製品の生産等に利用する設備を導入するための経費に対する補助金です。

企業PR補助金は、中小企業者が新規の取引先を開拓し、及び広域的な受発注の機会を確保するために行う企業PRに係る経費に対する補助金です。

ものづくり技術開発促進事業補助金は例年 2 件程度、企業PR補助金は年度によりばらつきはありますが、例年複数件の利用があります。

図表 25 工業振興関係補助金の活用実績

年度	ものづくり技術開発促進事業補助金	企業PR補助金
平成27年	2 件	4 件
28年	2 件	2 件
29年	2 件	9 件
30年	1 件	7 件
令和元年	2 件	2 件
2 年	2 件	3 件
合計	11 件	27 件

「経済部資料」をもとに作成

データ・用語等の解説

【ものづくり技術開発促進事業補助金】

対象は、工業専用地域、工業地域等に立地する製造業の中小企業者で、技術開発等及び設備投資に係る経費について、技術開発等に対しては、補助率 1/2 で最大 200 万円、設備投資に対しては、補助率 1/2 で最大 500 万円の補助を行う制度です。

【企業PR補助金】

対象は、製造業の中小企業者で、産業見本市への出展、企業のパンフレットの作成、企業のホームページの作成等に係る経費について、補助率 1/2 で内容により最大 10 万円から 20 万円の補助を行う制度です。

(3) 創業支援の状況

スタートアップオーディション応募件数の推移

地域経済の活性化や雇用の創出を図ることを目的に、創業者や中小企業者から独創的なビジネスプランを公募し、入賞者に対し奨励金を交付する「スタートアップオーディション」を実施しています。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しましたが、平成 27 年度からの直近 5 年間で 51 件の応募があり、そのうち 17 件が入賞しています。

また、平成 19 年度の事業開始以降の総数では、147 件の応募があり、そのうち 65 件が入賞しています（図表 26 参照）。

図表 26 スタートアップオーディション応募件数の推移

年度	応募数	入賞数
平成27年	14	5
28年	8	3
29年	7	2
30年	9	2
令和元年	13	5
2年	新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のため中止	
合計	51	17

スタートアップオーディション応募総数

年度	応募総数	入賞総数
平成19年～ 令和2年	147	65

「経済部資料」をもとに作成

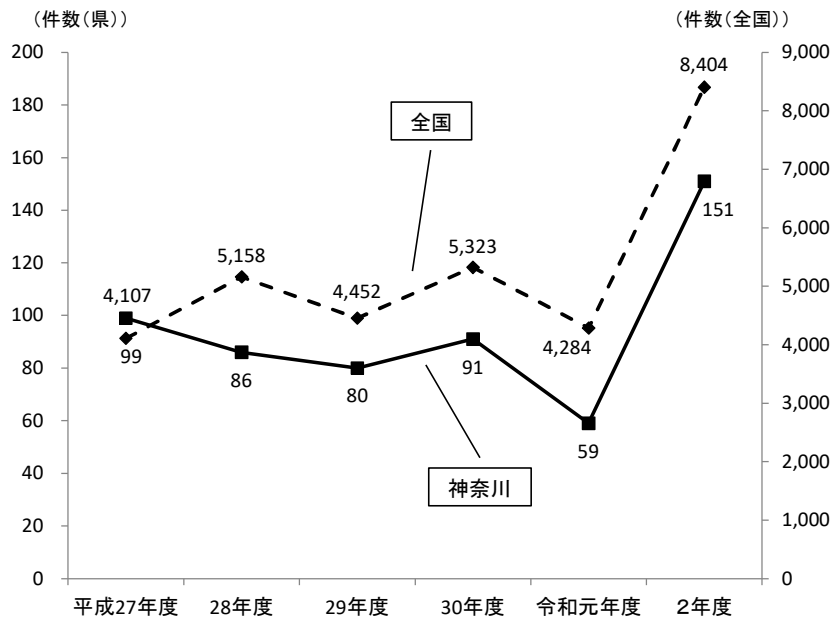
(4) 経営革新の状況（中小企業庁 経営革新支援事業）

新商品の開発、新たな生産方式の導入など、新たな事業活動に取り組む中小企業が、「中小企業等経営強化法」に基づき「経営革新計画」を作成し、県知事の承認を受けると、計画期間中、政府系金融機関による低利融資や信用保証の特例など幅広い支援措置を利用することが可能となります。

図表 27 は、全国及び神奈川県内の計画承認件数の推移です。全国、県内中小企業の承認件数は、いずれもコロナ禍の影響もあり、直近の令和 2 年度は大幅に増加しています。

一方、市内企業の状況は、図表 28 では平成 27 年度から令和 2 年度の神奈川県内における承認件数等を示していますが、年度ごとの件数の増減はあるものの際立った傾向はみられません。また、平成 28 年の経済センサス活動調査における民営事業所数から算出した承認件数割合（承認企業数/民営事業所数）は 0.13% で、県内市町村の中で低い値になっています。

図表 27 「経営革新計画」承認件数の推移（全国・神奈川県）



中小企業庁HP「経営革新計画承認件数」をもとに作成

図表 28 県内自治体別の「経営革新計画」承認件数等

市町等	承認件数(平成27年度～令和2年度)		民営事業所数に占める承認件数の割合(%)
	承認件数	構成比(%)	
神奈川県	566	100.0	0.20
横浜市	255	45.1	0.22
川崎市	71	12.5	0.17
相模原市	49	8.7	0.22
藤沢市	26	4.6	0.20
厚木市	18	3.2	0.19
横須賀市	16	2.8	0.13
秦野市	16	2.8	0.35
大和市	16	2.8	0.21
その他の市町村	99	17.5	—

年度	件数
H27	5
H28	0
H29	4
H30	3
R1	1
R2	3
期間計	16

神奈川県HP「経営革新計画承認企業のご案内」をもとに作成

データ・用語等の解説

【経営革新】

「中小企業等経営強化法」では、経営革新を、「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と定義しています。

【経営革新支援事業（中小企業庁）】

対象は、新商品の開発又は生産、新たな生産方式の導入など、新たな事業活動に取り組む中小企業で、業種による制約条件はありません。計画の申請先は県で、各地の商工会議所等が事前の相談窓口になり、承認の要件確認や申請書の作成方法などについて相談に応じています。

2 中小企業の景況感と声

1 景況感 (DI 値)

横須賀市では、「中小企業振興基本条例」に基づき、市内に本店を置くかながわ信用金庫、湘南信用金庫と協力し、市内の中小企業を対象に景況調査を実施しています。

現在（令和3年10月～12月）の全産業の景況感は▲4ポイントで、調査の基準では前期（令和3年7月～9月）と比べて「変わらない（普通）」という判断になります。前計画策定時との比較では、15ポイント悪化しており、未だコロナ禍が続いている状況です。

なお、調査時点の令和3年12月1日現在では、新型コロナウイルス感染者数が一時的に落ち着いてきたため、不動産業は「やや良い」という判断となっており、建設業及び卸・小売業のポイントも次期の見通し（令和4年1月～3月）では改善しています。

図表 29 横須賀市中小企業景況調査結果（景況感）

（単位：ポイント）

	DI 値（前計画策定時） H29. 10～12	DI 値（現在） R3. 10～12	DI 値（次期の見通し） R4. 1～3
全産業	11	▲ 4	▲ 4
製造業	3	▲ 2	▲ 7
建設業	26	▲ 9	▲ 3
卸・小売業	2	0	5
不動産業	14	14	14
サービス業	12	▲ 13	▲ 20

データ・用語等の解説

【景況感 (DI 値)】

「現在の景況感」「次期の景況感（3か月後の見通し）」について、「良い（多い）」「変わらない（普通）」「悪い（少ない）」の回答のそれぞれが全体に占める構成比を求めます。次に、「良い」の回答構成比（%）から「悪い」の回答構成比（%）を差し引いて算出した値がDI 値となります。

プラス値が大きいほど景況感が良く（好況）、マイナス値が大きいほど景況感が悪い（不況）と言えます。

横須賀市景況調査における景況感の判断基準

15ポイント以上「良い」、6～14ポイント「やや良い」、▲5～5ポイント「変わらない」、▲6～▲14ポイント「やや悪い」、▲15ポイント以下「悪い」

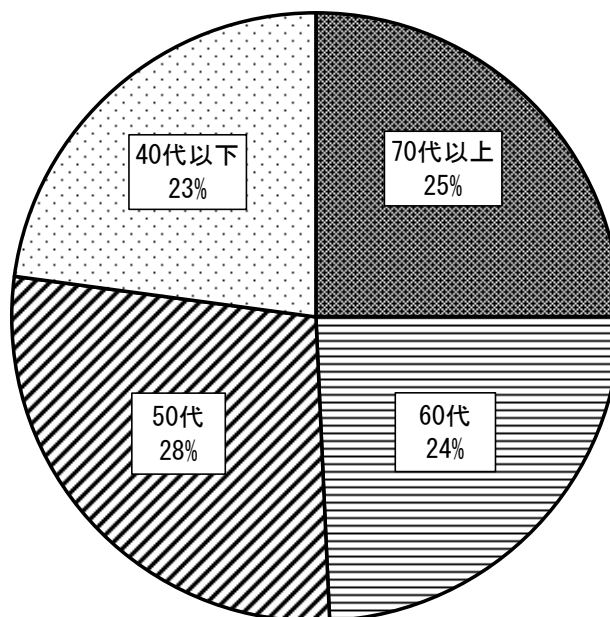
2 中小企業の状況

(1) 事業承継に係る状況

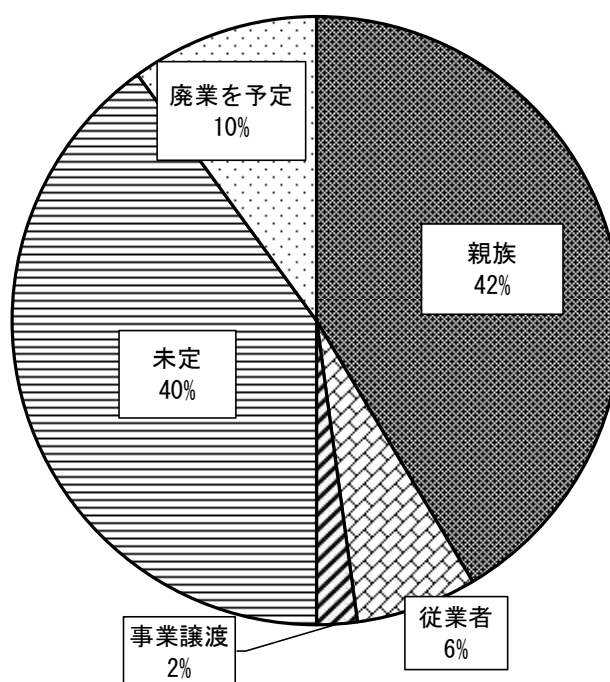
図表 30 以降のデータは横須賀市中小企業景況リポート第 36 号(令和 3 年 10 月)の発行にあたり、市内企業経営者に実施したアンケート結果の一部をまとめたものです(回答企業数 140 社)。

図表 30・31 のとおり、経営者の高齢化が進む中、4 割の企業で後継者が決まっておらず、さらに 1 割の企業は廃業を予定すると回答しています。

図表 30 経営者、または事業主の年代



図表 31 後継者の予定

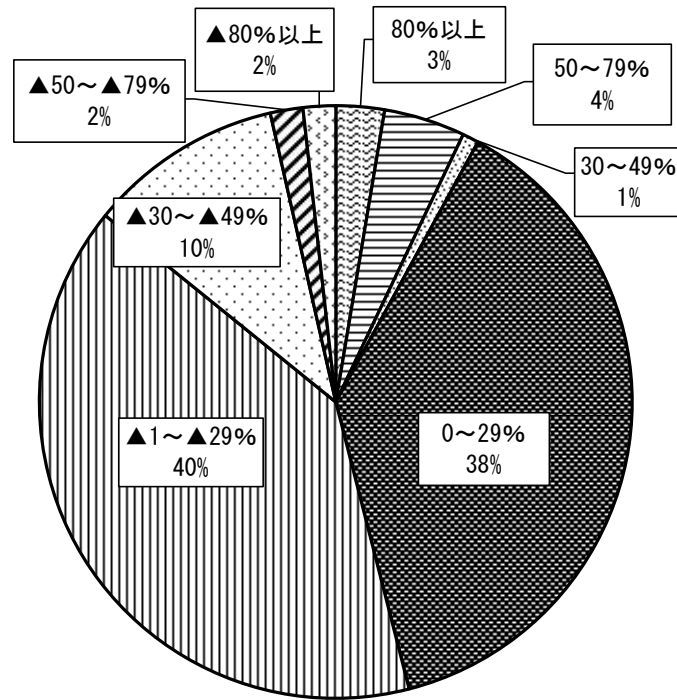


(2) 経営状況

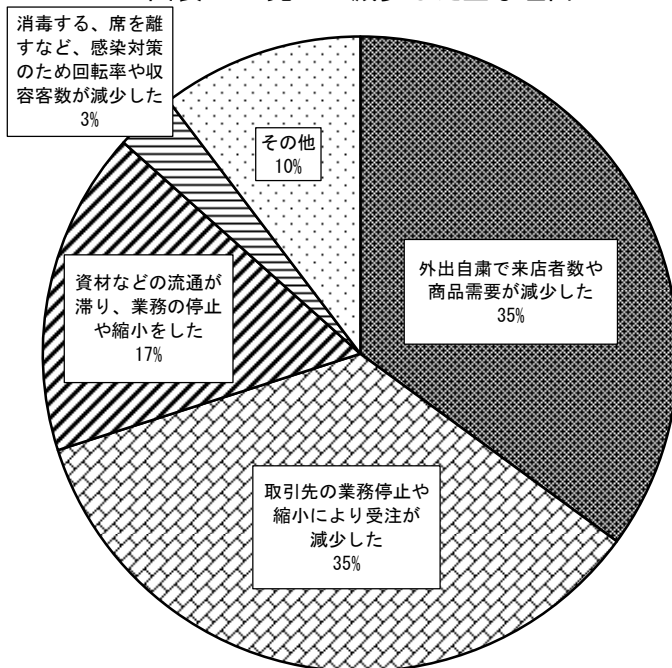
図表 32 は、令和 3 年 8 月における対前年同期比の売上の状況をグラフ化したもので、過半数以上の企業が売上減少となっています。売上が減少した主な理由としては、外出自粛で来店者数や商品需要が減少した、取引先の業務停止や縮小により受注が減少したなど、新型コロナウイルス感染拡大を要因としたものが大半となっています（図表 33 参照）。

一方で、割引等の特典や新商品などによる集客促進や、在宅の増加や外出自粛による需要増などにより、売上が増加した企業もありました（図表 34 参照）。

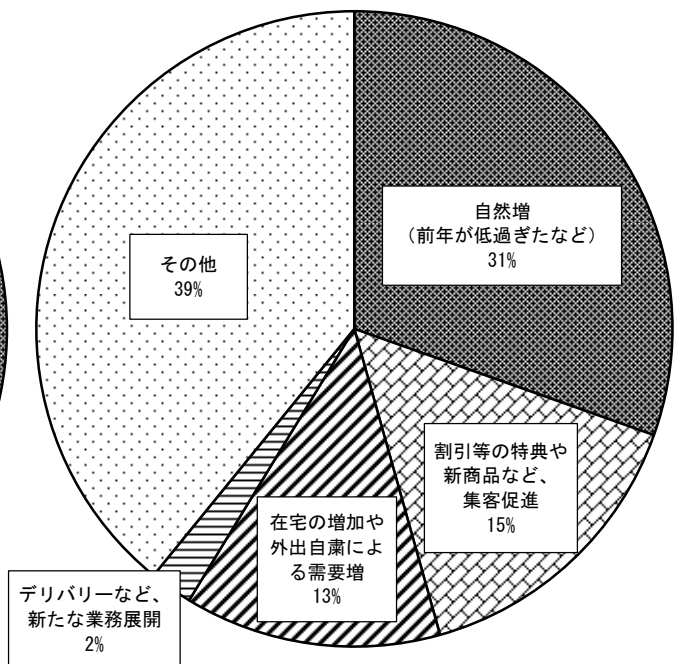
図表 32 令和 3 年 8 月の売上の状況（対前年同期比増減率）



図表 33 売上が減少した主な理由



図表 34 売上が増加した主な理由



(3) 経営課題

図表 35 は、経営課題についての回答をまとめたものです。「需要の縮小」「新規顧客の開拓」といったコロナ禍や競争の激化に伴う課題が上位を占めました。また、「従業員の採用」「人材育成」という人材に関する課題も上位を占めています。

図表 35 「現在の経営課題」

(複数回答可 n=304)

順位	内容	選択率
1	需要の縮小	18.4%
2	新規顧客の開拓	15.5%
3	従業員の採用	13.2%
4	人材育成	12.8%
5	資金繰り	10.5%
6	生産性の向上	8.9%
7	競争の激化	8.2%
8	後継者	5.6%
9	ICT、IoTへの対応	3.0%
10	キャッシュレス対応	1.3%

3 市に求められている施策

図表 36 は、「市の実施事業で必要性の高い施策」についてアンケート結果をまとめたものです。「中小企業制度融資」「制度融資に伴う信用保証料補助金」といった金融支援策が上位を占めました。

また、「事業承継費用補助金」「無料求人サイトの運営」「事業承継・後継者新規事業開発セミナーの開催」といった人材に関する課題に対する施策も上位になりました。

続いて、図表 37 は「支援として求める施策」について回答をまとめたものです。「販路拡大に対する支援」が最上位となり、この項目でも金融支援策や人材に関する支援策が上位を占めました。

図表 36 「市の実施事業で必要性の高い施策」

(複数回答可 n=360)

順位	個別施策名	選択率
1	中小企業制度融資	19.2%
2	制度融資に伴う信用保証料補助金	13.6%
3	事業承継費用補助金	10.3%
4	無料の求人サイトの運営	8.6%
5	事業承継・後継者新規事業開発セミナーの開催	7.2%
6	商工相談の実施	6.7%
7	企業PR補助金	6.7%
8	外国人材の導入支援	5.6%
9	受・発注商談会の開催	5.3%
10	合同企業就職説明会の開催	4.7%

図表 37 「支援として求める施策」

(複数回答可 n=235)

順位	内容	選択率
1	販路拡大に対する支援	18.3%
2	低利な融資制度	15.3%
3	事業承継に対する支援制度	8.5%
4	従業者の資格取得などに対する支援	8.5%
5	専門職人材採用に対する支援	7.7%
6	経営相談に対する支援	6.4%
7	新商品開発など研究開発に対する支援	6.0%
8	外国人材採用に対する支援	5.5%
9	ビジネスマッチングの場の提供	5.1%
10	ICT, IoT導入に対する支援	3.8%

3 横須賀市中小企業振興基本条例

平成23年12月19日

条例第42号

横須賀市中小企業振興基本条例

近年の国境を越えた経済活動の拡大と、それに伴う激化する競争社会の伸展、さらに、社会構造を変える急速な少子高齢化の進行など経済を取り巻く環境の変化は非常に厳しく、横須賀の中小企業も同様に極めて厳しい状態が続いている。

市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、それぞれの業種・職種において市内経済を根幹から支え、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横須賀の発展に大きく寄与してきた。そして同時に、地域経済の活性化は、企業の利益や所得の増加を生みだし、横須賀市の税収の増加につながり、市民への多様な行政施策を実現できるという好循環を生み出してきた。

横須賀は開港以来、戦前は海軍の街として、戦後は造船及び自動車産業を核に、日本各地から意欲的な人々が集まり、活力ある経済と豊かな地域社会を形成してきた。多くの人々が新しいふるさとを横須賀に求め、競い合い、助け合いながら発展してきた街が横須賀という都市である。

市内経済の継続的な発展のためには、中小企業の意欲的で創造的な活動を支援することが不可欠であり、ここに、中小企業政策を市政の重要課題と位置付け、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、市、中小企業者及び大企業者等の責務等を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項等を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって市内経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、市内に会社にあつては本店、個人にあつては住所を有するものをいう。

2 この条例において、「大企業者等」とは、中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の趣旨にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 前項の場合においては、市は、国、関係地方公共団体、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者等及び市民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

(中小企業者の責務)

第4条 中小企業者は、経営の革新(中小企業基本法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応のために、自主的な取り組みを行うよう努めなければならない。

2 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、緊急災害への対応をはじめとして暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(大企業者等の責務)

- 第5条 大企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚することはもとより、中小企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。
- 2 大企業者等は、中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

- 第6条 市民は、中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。
- (1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するため、産業経済構造の実情を可能な限り調査し、及び分析し、その結果を踏まえたより効果的な施策とすること。
 - (2) 市が行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、発注、調達等の対象を適切に分離し、又は分割すること等により、経済や雇用の動向に十分配慮した中小企業者の受注機会の増大に努めること。
 - (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な選定手続及び当該公の施設の効果的な管理の確保に留意しつつ、経済や雇用の動向に十分配慮した中小企業者の参入機会の増大に努めること。
 - (4) 中小企業者の経営の革新等のための自主的な取組み、市の施策への協力、地域社会への貢献の状況等を適切に評価し、積極的な活用に努めること。
 - (5) 中小企業者相互及び中小企業者と大企業者等の連携及び協力を促進すること。
 - (6) 中小企業の振興に関する市民の理解を深め、協力を促進すること。
 - (7) 必要な財政上の措置を講ずること。

(議会への報告)

- 第8条 市長は、毎年、中小企業の振興に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。